

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区福祉部国保年金課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

文京区長

公表日

令和5年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p><制度概要> 国民健康保険法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としたものである。 市区町村は、加入者から徴収した国民健康保険料と国庫負担金等の収入によって、被保険者が疾病、負傷、出産又は死亡したときに、保険給付を行う保険者である。</p> <p><事業内容> 1 被保険者の資格管理に関すること(資格の取得及び喪失届出の受理・確認等)。 2 保険料の賦課に関すること(保険料額の決定・通知等)。 3 保険料の収納及び滞納整理に関すること。 4 給付管理に関すること(高額療養費、療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給に係る申請の受理・確認等)。 5 オンライン資格確認等システムの資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)</p> <p><公金受取口座を活用した給付等の実施> 高額療養費、療養費等の支給、保険料過誤納金の還付に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p>
③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 収納管理システム 3 滞納管理システム 4 国保総合システム及び国保情報集約システム 5 団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム 6 中間サーバプラットフォーム 7 宛名管理システム 8 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
	1 被保険者台帳情報ファイル 2 賦課情報ファイル 3 給付情報ファイル 4 収納情報ファイル 5 滞納情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の30の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p><オンライン資格確認業務> ・ 番号利用法第9条第1項(利用範囲) 別表第1項番30 ・ 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・ 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表第二の42、43、44、45及び121の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第25条の2及び第26条</p> <p><情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109及び120の項</p> <p><オンライン資格確認業務> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認業務として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部国保年金課
②所属長の役職名	福祉部国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	文京区福祉部国保年金課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-3812-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7の請求先」と同じ

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の42、43及び44の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条第1～16号、第25条の2及び第26条</p> <p><情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、42、62、78、80、87、93、97、106、109及び120の項</p>	<p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の42、43及び44の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条第1～16号、第25条の2及び第26条</p> <p><情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109及び120の項</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成30年9月13日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年2月10日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の再実施による提出
令和2年7月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p><事業内容> 1. 被保険者の資格管理に関すること(資格の取得及び喪失届出の受理・確認等) 2. 保険料の賦課に関すること(保険料額の決定・通知等) 3. 保険料の収納及び滞納整理に関すること 4. 給付管理に関すること(療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給に係る申請の受理・確認等)</p>	<p><事業内容> 1. 被保険者の資格管理に関すること(資格の取得及び喪失届出の受理・確認等) 2. 保険料の賦課に関すること(保険料額の決定・通知等) 3. 保険料の収納及び滞納整理に関すること 4. 給付管理に関すること(療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給に係る申請の受理・確認等) 5. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年7月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>1. 国民健康保険システム 2. 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム 5. 団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム 6. 中間サーバプラットフォーム 7. 宛名管理システム</p>	<p>1. 国民健康保険システム 2. 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 国保総合システムおよび国保情報集約システム 5. 団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム 6. 中間サーバプラットフォーム 7. 宛名管理システム 8. 医療保険者等向け中間サーバ等</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年7月31日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の30の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条第1～6号</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の30の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年7月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の42、43及び44の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条第1～16号、第25条の2及び第26条</p> <p><情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109及び120の項</p>	<p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の42、43及び44の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2及び第26条</p> <p><情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109及び120の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年7月31日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、1. 対象人数-いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年7月31日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の42、43及び44の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2及び第26条</p> <p><情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109及び120の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の42、43及び44の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2及び第26条</p> <p><情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109及び120の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和3年8月6日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和3年8月6日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和4年7月25日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和4年7月25日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和4年7月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p><事業内容> 1. 被保険者の資格管理に関すること(資格の取得及び喪失届出の受理・確認等) 2. 保険料の賦課に関すること(保険料額の決定・通知等) 3. 保険料の収納及び滞納整理に関すること 4. 給付管理に関すること(療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給に係る申請の受理・確認等) 5. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p>	<p><事業内容> 1. 被保険者の資格管理に関すること(資格の取得及び喪失届出の受理・確認等) 2. 保険料の賦課に関すること(保険料額の決定・通知等) 3. 保険料の収納及び滞納整理に関すること 4. 給付管理に関すること(療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給に係る申請の受理・確認等) 5. オンライン資格確認等システムの資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和4年7月25日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の30の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の30の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p><オンライン資格確認業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和4年7月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の42、43及び44の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2及び第26条</p> <p><情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109及び120の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の42、43及び44の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2及び第26条</p> <p><情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109及び120の項</p> <p><オンライン資格確認業務> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認業務として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報情報を扱う事務 ②事務の概要	<p><事業内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の資格管理に関する事(資格の取得及び喪失届出の受理・確認等) 2. 保険料の賦課に関する事(保険料額の決定・通知等) 3. 保険料の収納及び滞納整理に関する事 4. 給付管理に関する事(療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給に係る申請の受理・確認等) 5. オンライン資格確認等システムの資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。) 	<p><事業内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の資格管理に関する事(資格の取得及び喪失届出の受理・確認等) 2. 保険料の賦課に関する事(保険料額の決定・通知等) 3. 保険料の収納及び滞納整理に関する事 4. 給付管理に関する事(高額療養費、療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給に係る申請の受理・確認等) 5. オンライン資格確認等システムの資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。) 	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
令和4年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報情報を扱う事務 ②事務の概要	追加	<p><公金受取口座を活用した給付等の実施></p> <p>高額療養費、療養費等の支給、保険料過誤納金の還付に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p>	事前	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
令和5年9月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	<p>文京区福祉部国保年金課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問い合わせ先電話番号 03-3812-7111 ※利用停止請求とは、文京区個人情報保護条例においては、「削除請求」及び「利用中止請求」をいう。</p>	<p>文京区福祉部国保年金課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-3812-7111</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年9月20日	II ときい値判断項目-1. 対象人数、1. 対象人数-いつ	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年9月20日	II ときい値判断項目-1. 対象人数、2. 取扱者数-いつ	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年9月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><情報照会></p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表第二の42、43及び44の項内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命第25条、第25条の2及び第26条</p> <p><情報提供></p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表第二の2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109及び120の項</p> <p><オンライン資格確認業務></p> <p>番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認業務として機関別符号を取得する等)</p> <p>国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	<p><情報照会></p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表第二の42、43、44、45及び121の項内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命第25条、第25条の2及び第26条</p> <p><情報提供></p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109及び120の項</p> <p><オンライン資格確認業務></p> <p>番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認業務として機関別符号を取得する等)</p> <p>国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出